

## — 目 次 —

記事	頁
<b>〈特集〉</b>	
第三次担い手3法の公布・施行について	2
令和5年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和6年度の活動方針	9
令和5年度 建設業取引適正化センターの活動状況	18
<b>〈機構の講習会〉</b>	
機構主催の講習会	29
「建設業経営者等のための基礎講座(主催:一般財団法人建設業振興基金)」のご案内	32
<b>〈建設業行政等〉 【行政情報】</b>	
監理技術者等の雇用形態の特例(企業集団制度)の合理化	35
印紙税の税率の特例措置延長についての周知方協力依頼について	36
インボイス制度開始後の下請負人との取引における協議の徹底について(依頼)	39
令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る協力要請について	40
「i-Construction 2.0」を策定しました ～建設現場のオートメーション化による生産性向上(省人化)～	43
公共工事の施工体制の点検結果を公表します！～令和5年度公共工事の施工体制の全国一斉点検の結果～	44
手形期間の短縮について	46
公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について	48
建設業許可業者数調査の結果について	49
LPガスの商慣行是正に向けた制度見直しの周知について(依頼)	50
資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について(全面施行周知)	52
中央建設工事紛争審査会紛争処理状況(令和5年(2023年)度第4四半期)	53
<b>〈建設業行政等〉 【監督処分情報】</b>	
監督処分情報 (令和6年4月～6月)	55
<b>〈独占禁止法・下請法関係〉</b>	
「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」の発出について	57
「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について	58
令和5年度における独占禁止法違反事件の処理状況について	59
令和5年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組	60
令和5年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について	61
<b>〈機構情報〉</b>	
講師派遣のご案内	68
お役に立っています！ 機構の講習会	71
販売図書のご案内	74
建設業取引適正化センターのご案内	76
建設業法令遵守ポスターについて	78

# 特 集

記 事	ページ
第三次担い手3法の公布・施行について	2
令和5年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和6年度の活動方針	9
令和5年度 建設業取引適正化センターの活動状況	18

## 特 集

### 第三次担い手3法の公布・施行について

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第54号。以下「改正品確法」という。）により、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）等の一部改正が行われました。

改正品確法は、同年6月12日に成立し、同月19日に公布・施行されました。

また、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）により、建設業法（昭和24年法律第100号）等の一部改正を行いました。

改正法は、令和6年6月7日に成立し、同月14日に公布されており、原則として公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

以下はその概要です。

※上記内容については、普及・啓発の観点から、当機構の主催講習会においてポイントをお伝えしていく予定です。

講習会の予定は、p. 29～ をご覧ください。

### 第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工物品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賃金支払いの実態の把握、必要な施策</li> <li>●能力に応じた処遇</li> <li>●多様な人材の雇用管理の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●標準労務費の確保と行き渡り</li> <li>●建設業者による処遇確保</li> </ul>
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スライド条項の適切な活用（変更契約）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資材高騰分等の転嫁円滑化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約書記載事項</li> <li>- 受注者の申出、誠実協議</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休日確保の促進</li> <li>●学校との連携・広報</li> <li>●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格</li> <li>●測量資格の柔軟化【測量法改正】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工期ダンピング防止の強化</li> <li>●工期変更の円滑化</li> </ul>
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ）</li> <li>●新技術の予定価格への反映・活用</li> <li>●技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT指針、現場管理の効率化</li> <li>●現場技術者の配置合理化</li> </ul>	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な入札条件等による発注</li> <li>●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）</li> </ul>	<b>(参考)</b> ◇公共工物品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発注担当職員の育成</li> <li>●広域的な維持管理</li> <li>●国からの助言・勧告【入契法改正】</li> </ul>	

### 公共工物品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要

令和6年6月12日成立  
令和6年6月19日公布・施行等  
（測量法改正の7年4月施行部分を除く。）

背景・必要性 ※公共工物品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保	地域建設業等の維持	生産性向上
働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁	適切な入札条件での発注、災害対応力の強化	新技術の活用促進、技術開発推進
公共工事等の発注体制の強化		

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工物品質確保・持続可能な建設業等を実現**

#### 改正の概要

#### 1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

##### 休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

##### 処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せ防止

※スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

##### 担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置の実施
- ※訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

#### 4. 公共工事の発注体制の強化

##### 発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

##### 入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

#### 2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

##### 適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

##### 災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

#### 3. 新技術の活用等による生産性向上

##### 新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

##### 技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

#### 測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

●建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間  
 建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)  
 全産業 494万円/年 1,954時間/年  
※賃金は「生産労働者」の値  
 出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月労働統計調査」(令和4年度)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内  
 [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)  
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

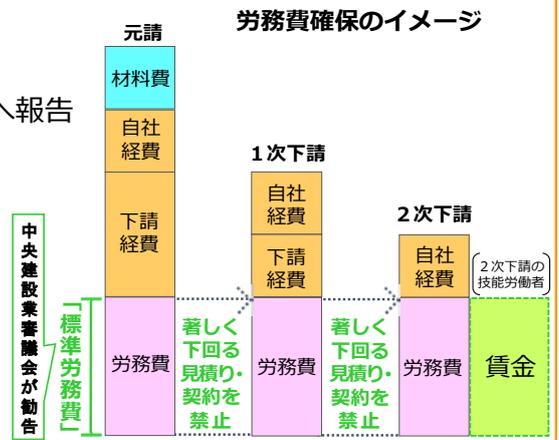
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化  
 → 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告  
 ・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り  
 ・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止  
 → 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表 (違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール  
 ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化  
 ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール  
 ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※ ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

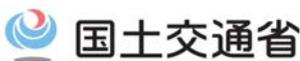
- 長時間労働の抑制  
 ・工期ダンピング対策を強化 (著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上  
 ・現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)  
 ・国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)  
 → 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者  
 ・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化 (ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



【目標・効果】 ・全産業を上回る賃金上昇率の達成 (2024~2029年度) (KPI) ・技能者と技術者の週休2日の割合を原則100% (2029年度)

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

## 国土交通省 不動産・建設経済局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年6月14日公布

#### 背景・必要性

建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)

全産業 494万円/年 1,954時間/年

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

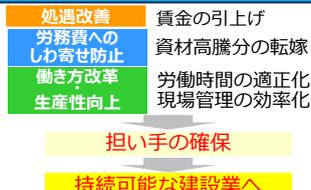
※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



#### 概要

##### 1. 労働者の処遇改善

労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

標準労務費の勧告

中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

適正な労務費等の確保と行き渡り

著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



##### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

契約前のルール

資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化  
資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

契約後のルール

資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※  
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

##### 3. 働き方改革と生産性向上

長時間労働の抑制

工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

ICTを活用した生産性の向上

現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)

国力現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)

特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

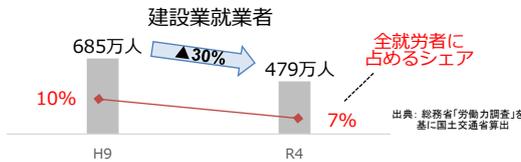
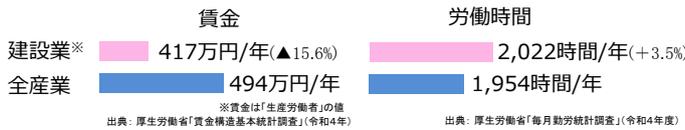


# 背景と方向性

## 背景

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

➡ 担い手の確保が困難



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫



- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



## 方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。

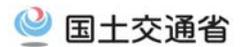


就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】  
給与がよい  
休日がとれる  
希望もてる  
+ カッコイイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

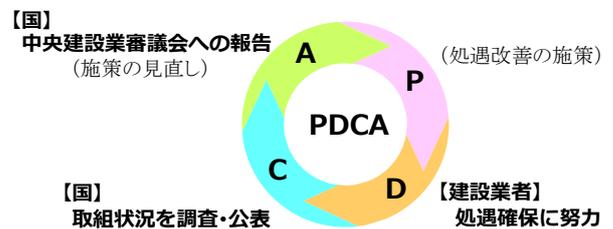
## 1. 処遇改善



### (1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

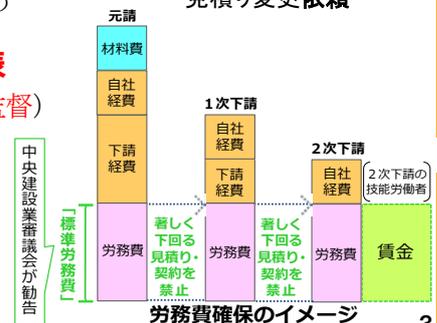
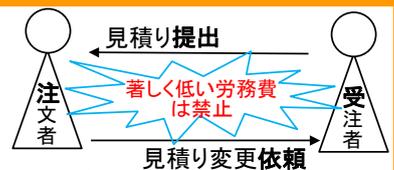


### (2) 労務費(賃金原資)の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**  
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



### (3) 不当に低い請負代金の禁止

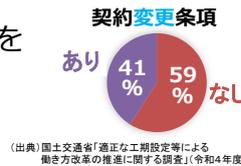
- **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

## 2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

### 契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化
- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を**注文者に通知する義務**



契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

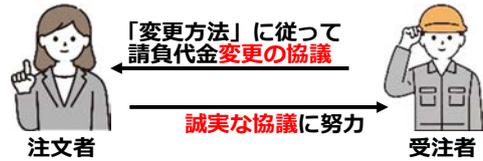
- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。



### 資材高騰等が顕在化したとき

### 契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。
- ➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
- ※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

4

## 3. 働き方改革と生産性向上

### (1) 働き方改革

#### ① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも**著しく短い工期**による契約  
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

#### ○ 新たに**受注者**にも**禁止**

(現行) **注文者**は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、**指導・監督**

#### ② 工期変更の協議円滑化

- 契約前
- 受注者は、**資材の入手困難**等の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

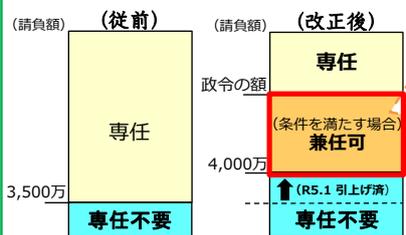
- 契約後
- 上記通知をした**受注者は**、注文者に工期の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

### (2) 生産性向上

#### ① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

- 【主な条件】
- ・ 兼任する現場間移動が容易
  - ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
  - ・ 兼任する現場数は一定以下

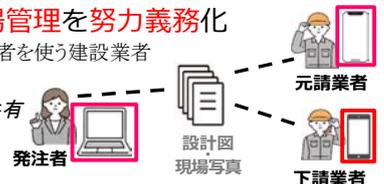
<例> 遠隔施工管理



#### ② ICTを活用した現場管理の効率化

- 国が現場管理の「**指針**」を作成
- ➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**
- ※ 多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



- 公共発注者への**施工体制台帳**の提出義務を**合理化**  
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

5



各法律の新旧対照条文はこちらからご覧ください。

## 特 集

### 令和5年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和6年度の活動方針

国土交通省では、平成19年度より、建設工事の施工体制、元請下請間の取引等の適正化を図るため、各地方整備局等に局長をトップとする「建設業法令遵守推進本部」を設置しています。「建設業法令遵守推進本部」は、建設業法の遵守、請負契約の適正な締結・履行等につき、関係行政機関と連携しつつ、一般国民を含む幅広い情報を集約し、機動的に立入検査を実施し、指導、監督処分等を行っています。

令和5年度の活動結果及び令和6年度活動方針が、本年7月に公表されました。以下はその公表内容です。

## 令和5年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和6年度の活動方針

国土交通省では、平成19年4月1日より各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。

今般、令和5年度における推進本部の活動結果及び令和6年度における活動方針がまとまりました。

令和5年度の推進本部の活動状況及び令和6年度の活動方針は、以下のとおりです。

## 1. 法令違反疑義情報等の受付件数

	令和5年度
法令違反疑義情報等受付件数	3,834 件

(参考)うち「駆け込みホットライン」の受付件数は 1,516 件。

## 2. 立入検査等の実施件数

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
立入検査等の実施	806 件	884 件	858 件	451 件	613 件

※令和4・5年度にはモニタリング調査の件数(R4:149 件、R5:186 件)を含む。

## 3. 建設業の法令遵守に関する講習会の開催件数

	令和5年度	令和4年度
講習会の開催(都道府県との共同開催含む)	72 回	45 回

※ 講習会の開催のほか、以下の建設業法令遵守に関する説明動画を国土交通省の YouTube チャンネルに掲載  
 ・建設業法令遵守ガイドライン改訂に関する説明動画：視聴回数約 37,436 回(令和6年6月28日現在)  
 ・建設企業のための適正取引ハンドブック(第3版)説明動画：視聴回数約 14,674 回(令和6年6月28日現在)

## 4. 監督処分・勧告の実施概要

	令和5年度	主な処分事由
許可取消	1 業者	営業所の実態なし1件
営業停止	13 業者	請負契約に関し不誠実1件、官製談合防止法・公契約関係競争等妨害等2件、無許可業者との下請契約1件、資格要件を満たさない技術者の監理技術者・主任技術者配置4件、経営事項審査の虚偽申請(資格要件を満たさない技術者の申請)2件など
指 示	9 業者	労働安全衛生法違反6件、資格要件を満たさない技術者の営業所専任技術者配置3件
勧 告	68 業者	下請契約の締結について47件、追加・変更契約について20件、下請代金の見積・決定について10件など
文書指導等	388 業者	

※ 「大臣許可業者」に対する監督処分等の件数

※ 1件の監督処分等に複数の処分事由が含まれることがあるため、監督処分等の件数とその内訳の件数とは一致しない場合がある

## 5. 令和6年度における活動方針

法令遵守の徹底に向けて、建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする、各種取組を継続していきます。詳細については、別添を参照ください。

令和6年7月

## 令和6年度 建設業法令遵守推進本部 活動方針

建設業法令遵守推進本部では、平成19年の創設以来、「駆け込みホットライン」の開設をはじめ、建設業者が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」や受発注者間の取引適正化のための「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の策定・周知、立入検査の実施等を通じ、建設工事の請負契約における発注者と元請負人、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めている。

本年6月に、改正建設業法が公布され、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための措置が講じられた。総価としての請負代金については、注文者（発注者及び元請負人をいう。以下同じ。）が指値発注などにより、請負人と不当に低い請負代金で契約することが禁止されているが、これに加え、今後は、国が示す「適正な労務費の基準」を著しく下回る労務費の見積りや、当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更依頼・契約が禁止されることから、こうした新たに措置されたルールを遵守して、適正に価格交渉を行うことにより、適正な労務費の確保とその行き渡りを図っていく必要がある。

このため、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、価格交渉に係る既存ルールの徹底や新ルールを踏まえた適切な対応、不適当な取引の改善を強く求めていく必要がある。

地方整備局等の建設業法令遵守推進本部においては、今年度、下記により、建設Gメンをはじめとした、法令遵守に関する活動を進めていくものとする。

## 1. 建設Gメンの实地調査

### ① 運用方針

建設Gメンの实地調査は、広く取引実態を把握した上で、その後の改善指導等に繋げていく観点から、特定の規模の工事や建設業者、時期に限定することなく、業界全体を対象に実施していく。その上で、实地調査をより効率的に行うため、書面調査を大幅に拡大し、そこで把握した疑義情報や、「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を活用して、違反の疑いのあるものを優先して実施し、注意喚起などの改善指導を行っていく。また、確度の高い疑義情報を収集すること等を目的に、下請Gメン等と連携を図り、取組をより効果的に行っていく。

实地調査により違反のおそれを把握した場合には、建設業許可部局による強制力のある立入検査等に繋げていくなど、運用の工夫を行いながら、実効性を確保していく。

### ② 主な調査内容

これまで、注文者による指値発注や一方的な請負代金の減額など、総価としての請負代金に係る不適正な取引行為について、主に調査を行い、その改善を図ってきている。

他方、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（内閣官房・公正取引委員会）が策定されており、労務費の価格交渉について、注文者と受注者のそれぞれが採るべき行動・求められる行動が12の行動指針として示されている。例えば、注文者に対しては、受注者から取引価格の引き上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくことなどが採るべき行動として示されているが、特に、注文者が本指針に沿わない行為をした場合、独占禁止法上問題となりうるため、本指針に基づいた適切な対応が強く求められている。

また、改正建設業法が公布され、国が示す「適正な労務費の基準」を著しく下回る見積りや、当該基準を著しく下回ることとなる額への変更依頼・請負契約の締結が禁止されるとともに、資材価格等の高騰に伴う請負代金変更に係る協議ルールの整備など、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための措置が講じられた。新たに措置されたこれらのルールの施行を見据え、当該ルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、新ルールを踏まえた適切な対応、不適當な取引の改善を強く求めていく必要がある。

加えて、本年4月から、建設業に対する時間外労働規制の適用が始まった。今後は、長時間労働の是正はもとより、週休2日（4週8休含む）の確保をはじめとした、適正な工期設定による建設業の働き方改革を推進していく必要がある。

以上を踏まえ、今年度、建設Gメンの实地調査は、請負代金、労務費、工期の3点に重点をおいて、発注者、元請負人、下請負人に対して、主に以下について調査をし、不適當な取引に対して改善指導等を行うことにより、取引の適正化を図っていく。

なお、实地調査の対象工事において、建設資材業者や運送事業者などの建設工事の関連事業者との取引がある場合には、できる限りその内容も調査するとともに、適切な配慮を呼びかけていく。

## （1）適正な請負代金・労務費の確保

技能労働者の適正な賃金水準を確保していくためには、その前提として、発注者・元請間、元請・下請間のいずれにおいても、適正な請負代金による契約が不可欠である。

注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人と不当に低い請負代金で契約することは禁止されているが、これに加え、今後、改正建設業法により、建設業者が「適正な労務費の基準」を著しく下回る労務費で見積りを行うことや、注文者が当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更を依頼し、契約をすることが禁止される。

そのため、労務費の交渉に係るこれらの新たなルールの施行を見据え、建設業者が注文者に提出した労務費の見積りの算出根拠や算出した見積額が不適當な金額となっていないか、注文者が労務費の見積額の変更を依頼した場合には当該変更後の労務費の算出根拠、当該算出した見積額が不適當な金額となっていないか等について確認を行う。また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか、見積りから請負代金の決定に至るプロセスにおいて、指値発注など注文者が自己の取引上の地位を不当に利用していないかについて確認を行うとともに、新たなルールについて周知をし、適切な対応を呼びかけていく。

また、昨年10月から、インボイス制度が開始されている。これまでも、元請負人が、免税事業者である下請負人との取引において消費税相当額を一方的に減額することや、元請負人が下請負人に課税事業者への転換を要請し、それに応じて転換したにもかかわらず、元請負人が下請負人と協議することなく、一方的に単価を据え置くことは、建設業法や独占禁止法上問題となりうる旨周知してきている。実地調査においては、元請負人に、こうした不適正な取引行為がないかを確認するとともに、改めて、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について十分に協議を行うことなどについて周知する。

## (2) 適切な価格転嫁

労務費を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うためには、請負契約の当事者が対等な立場で価格交渉を行うとともに、元請負人は、直接の取引先である下請負人が再下請負人との取引において適正な価格を設定すべき立場にあることを意識しながら価格交渉に臨むことが重要である。

労務費の価格交渉については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、注文者及び受注者それぞれが採るべき行動・求められる行動が12の行動指針として示されていることを踏まえ、これらの行動が適切に採られているかを確認するとともに、注文者が指針に沿わない行動をしていた場合には、独占禁止法に抵触するおそれがあることから、必要に応じて、公正取引委員会に情報提供を行う。

また、契約締結後に、下請負人の責めに帰さない理由により、施工に必要な経費が上昇した場合などは、元請負人と下請負人で適切に請負代金の変更協議を行い、価格転嫁を行う必要があることから、当該変更協議の実施状況や、変更協議を申し出るための請負代金の変更規定が設定されているか否か等の確認を行う。

さらに、改正建設業法により、資材価格の高騰等を踏まえた転嫁協議を円滑化するため、請負代金変更の協議ルールが整備されたことを踏まえ、受注者から注文者に対する変更協議の申出の状況や、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況等について確認を行うとともに、新たなルールについて周知をし、適切な対応を呼びかけていく。

## (3) 適正な工期の設定

適正な工期設定による働き方改革を推進する観点から、本年3月に「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）が改訂され、建設業者は時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積提出に努めなければならないこと、また、発注者は時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積が建設業者から提出されたときは、その内容を尊重することなどが明記された。

これらを踏まえ、請負契約（工期変更に伴う契約変更を含む。）の締結の際に、建設業者が工期の見積りを適正に行っているか、また、建設業者が見積もった工期が実工期に反映されているか、実工期による時間外労働の状況等について確認を行うとともに、工期の設定にあたって考慮した「工期に関する基準」の内容等を確認する。

また、効果的に調査を行う観点から、昨年度に引き続き、労働基準監督署と連携して

工期の合同調査を実施する。

#### (4) 適正な下請代金の支払い

技能労働者の雇用の安定を図る上で、下請代金を現金で支払うことは重要である。建設業法では、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮しなければならない旨規定するとともに、元請負人が特定建設業者である場合には、「割引困難な手形」で下請代金を支払うことを禁止している（建設業法第24条の6第3項）。

これらを踏まえ、請負契約において少なくとも労務費相当分については現金払とするよう支払条件を設定しているか、支払において手形を併用する場合には、「割引困難な手形」となっていないか、また、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか等について確認を行う。

また、本年11月から、下請代金支払遅延等防止法における「割引困難な手形」の運用が変更され、公正取引委員会においては、手形の期間が60日を超える手形を「割引困難な手形」として指導の対象にすることとしている。これを踏まえ、建設業法第24条の6第3項の「割引困難な手形」についても、本年11月から、手形の期間が60日を超える手形を、同項が禁止する「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして、指導の対象にすることとしている。この手形期間の短縮については、これまでも、建設業法令遵守ガイドラインや各種通知等を通じて周知を図っているが、11月の運用開始に向けて、周知の徹底を図っていく。その際、政府の方針として、令和8年の約束手形の利用廃止に向けて取組を促進していく旨が閣議決定されていることをあわせて周知するとともに、下請契約のみならず、発注者を含めたサプライチェーン全体で、手形の期間短縮等の支払手段の適正化や、前払い比率を高める等の支払条件の改善を図っていく必要があることから、実地調査等を通じて発注者等に適切な対応を求めていく。

## 2. 法令違反疑義情報の収集

地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「相談通報窓口」という。）は、相談窓口としての役割に加え、法令違反疑義情報の通報窓口としての役割も担っている。

これまでも、法令違反の早期発見を図る観点から、相談通報窓口の周知を図っているところであるが、引き続き、建設業許可通知書や経営事項審査結果通知書を送付する際にリーフレットを同封するなど、その周知を図っていく。

また、相談通報窓口に通報があった場合において、通報者が秘匿を希望したときには、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けないよう、実地調査や立入検査の方法を工夫するなど、通報者の保護に特に努めるとともに、以下の点に留意する。

- 「不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）」の規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護することの重要性に鑑み、その後の相談者の取引状況を

適時フォローすること。

- 通報を端緒として元請負人に対して指導監督を行った事案について、その後の元請負人の改善状況を適時フォローすること。

### 3. 立入検査の実施

相談通報窓口への通報により法令違反が疑われる建設業者や、建設Gメンの实地調査等により法令違反のおそれを把握した建設業者、営業所の実態に疑義のある建設業者、必要な実務経験等を有する技術者の配置に疑義のある建設業者、過去に指導監督を受けた建設業者等を中心に、立入検査を機動的に実施していく。

### 4. 建設業取引適正化推進期間

令和2年度以降、毎年10月から12月の3ヶ月間を「建設業取引適正化推進期間」(※)と位置付け、講習会の開催をはじめ、取引適正化に向けた普及啓発に関する活動を重点的に行っている。今年度は、改正建設業法が公布されたことを踏まえ、普及啓発に関する活動の強化に努めるものとする。

また、建設Gメンについても、当該期間を「集中月間」と位置づけ、とりわけ重点的に取組を行うものとする。

※令和元年度までは、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」として活動

### 5. 関係機関との連携

- (1) 時間外労働規制の適用が始まったことも踏まえ、昨年度に引き続き、都道府県労働局や労働基準監督署と連携して、「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会」や「建設業に対する労働時間等説明会」の開催などを通じ、民間発注者等に対して、適正な工期設定を働きかけていく。
- (2) 建設関係団体との情報・意見の交換を積極的に行い、そのなかで、改正建設業法により措置された、新ルールを踏まえた適切な対応を強く求めていくとともに、研修会を合同で開催するなど、新ルールの周知に努める。
- (3) 不良・不適格業者に対しては、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同立入検査の実施、営業状況の継続的な把握等について、国土交通省と都道府県の建設業許可部局間で連携・協力して対応するほか、必要に応じて、関係部署と連携して適切な対応を図る。

### 6. その他

- (1) 建設工事の請負契約を巡る元下間のトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」について、引き続き周知を図る。
- (2) 技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備等を図る観点から、建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度の普及に向けた必要な周知を行う。
- (3) 資源有効利用促進法の省令改正により、対象工事の元請業者に対して、建設発生土

の搬出先等を記載した再生資源利用（促進）計画書の発注者への説明と建設現場への掲示、搬出先が盛土規制法の許可地であるか等の事前確認及び最終搬出先までの確認等が義務化されたことを受け、当該制度の周知を図るとともに、適切な対応を促す。

- (4) 規制逃れを目的とした一人親方対策として、元請負人（施工体制台帳等の作成が義務付けられている工事を発注者から直接請け負った建設業者）は、当該工事の施工に従事する全ての下請負人に対して、一人親方との再下請負通知書や請負契約書（写し）の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳等を作成しなければならないことなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用する。

# 令和6年度の建設Gメンの取組(建設業法令遵守推進本部の活動方針 [令和6年度])

- ◆ 本年6月に改正建設業法が公布され、「労務費の基準」を著しく下回る見積りや契約の禁止など、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための新たなルールが整備された。
- ◆ 指値発注などの既存ルールに係る取引実態の調査や改善指導を通じて取引適正化を図りながら、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、新ルールを踏まえた適切な対応、不適当な取引の改善を強く求めていく必要。
- ◆ 令和6年度は、書面調査を大幅に拡大して、建設Gメンの実地調査の端緒として活用するほか、実地調査では、発注者、元請、下請に対して、新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適当な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていく。

## 【主な調査項目等】

- 適正な請負代金・労務費の確保
- 適切な価格転嫁  
[労務費指針への対応状況  
資材価格の転嫁協議状況]
- 適正な工期の設定
- 適正な下請代金の支払

## 【主な調査内容】

- ✓ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
- ✓ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めると不適当な見積変更依頼をしていないか
- ✓ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか
- ✓ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか (インボイス関係) 等
- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか
- ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等
- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等  
※ 効果的に調査を行うため、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施
- ✓ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
- ✓ 元請事業者(特定建設業者)が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」(手形期間が120日超、11月以降は60日超)となっていないか  
※ サプライチェーン全体で、手形の期間短縮等に対応していくため、発注者の手形期間等も調査
- ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

## 法令遵守に向けたその他の取組

- 法令違反疑義情報の収集
- 立入検査の実施
- 建設業取引適正化推進期間
- 関係機関との連携

- ✓ 法令違反の通報窓口である「駆け込みホットライン」を引き続き周知。また、通報があった場合の対応として、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けることがないよう、通報者の保護に特に努める
- ✓ 違反のおそれを把握した建設業者に対して強制力のある立入検査を実施
- ✓ 10～12月を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、法令遵守に向けた普及啓発を重点的に実施
- ✓ 建設Gメンも、同期間を「集中月間」と位置付け、とりわけ重点的な取組を実施
- ✓ 都道府県労働局や労働基準監督署との連携による、「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会」や「建設業に対する労働時間等説明会」の開催等、発注者等に対する適正な工期の設定に向けた働きかけ

## 特 集

### 令和5年度 建設業取引適正化センターの活動状況

#### 1. センター設立の目的・概要及び実施体制

建設業取引適正化センター業務は、建設業における競争の激化に伴い増大しています。元請・下請間等の建設工事の請負契約をめぐるトラブル・苦情、相談等、行政指導による問題解決が困難な工事代金の未払い等について、紛争解決やトラブル防止に向け、相談者に助言を行うとともに、建設業法及び関係法令違反と思われる相談案件に対しては、所管行政機関の紹介を行う等により、可能な限り円滑な解決が図られるよう支援し、紛争を未然に防止することを目的としております。

具体的には、建設工事の請負契約をめぐる紛争について、発注者や建設業者が建設業取引適正化センター（以下「センター」という。）に相談を申し込むことにより、紛争相談を担当する弁護士等の有識者（以下「相談指導員」という。）や相談員に無料で相談できる制度です。

センターは相談者の利便性を考慮して東京及び大阪に設置し、またこれらを統括する建設業取引適正化推進本部を建設業適正取引推進機構内に組織して、本部長、管理技術者を置いています。

センター東京及びセンター大阪の設置場所等は次のとおりです。

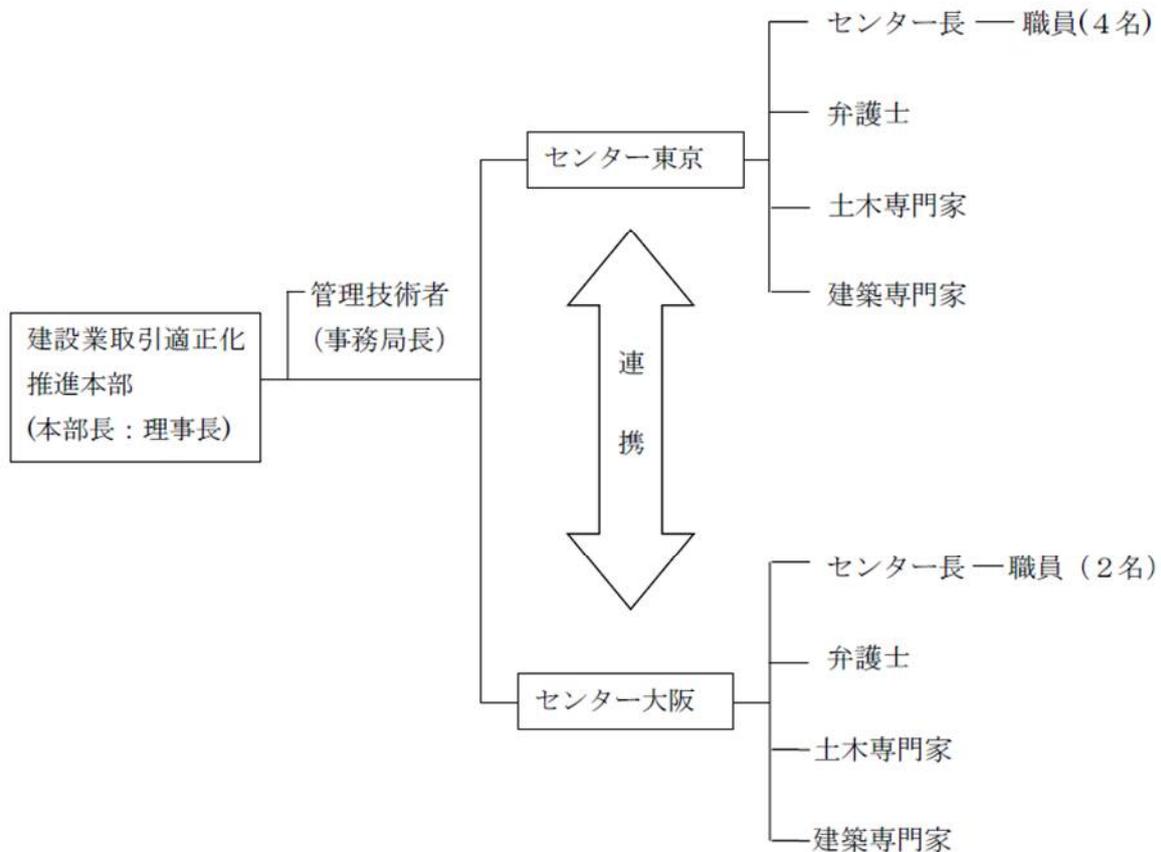
センター東京	東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル3F 電話 03-3239-5095
センター大阪	大阪府大阪市中央区上町A-12 上町セイワビル 3F 電話 06-6767-3939

センター東京及びセンター大阪には、建設業の取引について専門的な知識を有する相談員及び相談指導員をそれぞれ置いています。

相談指導員には、弁護士、土木専門家、建築専門家等、いずれも建設業の実務に精通した者から選定されています。弁護士はセンター東京に月3回、センター大阪に月3回、土木専門家及び建築専門家はセンター東京に月2回、センター大阪に月2回勤務することとしています。

なお、以上に述べたセンターの組織体制は、次のとおりです。

## 【建設業取引適正化センター組織図】



## 2. 業務の実施について

## (1) 相談業務の手続き

相談業務は、次のような基本的方針に基づき実施しています。

- ① 相談者から電話による相談申込みがあった場合には、応対した相談員が必要事項を聴取して相談申込書を作成します。
- ② 郵便、FAX又は電子メールでの相談を希望した場合には、予め相談申込書の様式に、相談者の氏名、会社名、相談分野、紛争の内容等を記入してもらい、相談に応じています。
- ③ 相談者が面談による相談を希望した場合には、相談の日時・場所を決めて相談指導員等が対応しています。

## (2) 具体的な相談対応

建設工事の請負契約にめぐる紛争は、限定された分野の定型的な紛争のように捉えられがちですが、実際に持ち込まれる紛争の内容は多種多様です。紛争の内容、相談者の性格や心情、求めている解決の方向などは個別性が強いため、センターとしては、概ね次のとおり個別の相談に対応してきています。

- ① 元請・下請関係等の紛争の円滑な解決に資する「サポート・センター」を目指しました。
- ② 相談者からの求めに応じて、建設業法並びに労働基準法等関係法令を所管する行政機関等の紹介、あるいは他の紛争相談機関、審査機関、法律相談センター等の紹介を行いました。
- ③ 相談者の主張、説明を十分聴取したうえで、これを整理し、建設業法や「建設業法令遵守ガイドライン」等の考え方を説明し、助言しました。
- ④ 相談者が小規模事業者の場合は、弁護士等に依頼することが困難で、主張したいことが論理的に整理されていないことが多いため、相談者の話を十分に聴取した上で何を主張したいのか、論点の整理をしつつ助言を行うように努めました。
- ⑤ 適正化センターの相談業務は、相談者の主張、説明等を聴取することに止め、相手方(元請等)の主張等の聴取、証拠収集等を行いません。
- ⑥ 相談者の主張等を聴取した結果、必要な場合には、裁判所への申し立て手続き及び建設工事紛争審査会等の適切な紛争処理機関を紹介しました。
- ⑦ 建設工事紛争審査会に申請を希望する相談者に対しては、申請のため必要な書類・手続等についても指導を行いました。

## 3. 相談件数

### (1) 相談件数の推移

建設業取引適正化センターは、平成21年7月29日に東京（センター東京）及び大阪（センター大阪）で開設して以降、平成22年度から令和5年度まで継続して設置しております。

その間に受け付けた相談件数の年度別推移は表1のとおりで、累計で約2万件に上っています。

近年の傾向として、平成30年度までの数年間は1,200～1,300件台に留まっていたましたが、令和元年度に6年ぶりに1,400件台となり、令和2年度は1,350件と減少したものの、令和3年度は1,408件、令和4年度は1,528件、令和5年度は1,604件と3年連続の増加となり、11年ぶりに1,600件を超える件数となりました。

なお、センター東京とセンター大阪の割合は概ね6：4～7：3で推移しています。

表1 過去12年間の相談件数の年度別推移(件)

年度	センター東京	センター大阪	合計	対前年度比(%)
平成24年度	1,038	638	1,676	10.6
平成25年度	848	597	1,445	△13.8
平成26年度	802	478	1,280	△11.5
平成27年度	813	450	1,263	△1.3
平成28年度	920	428	1,348	△6.7
平成29年度	896	468	1,364	1.2
平成30年度	866	461	1,327	△2.7
令和元年度	950	524	1,474	11.1
令和2年度	896	454	1,350	△8.4
令和3年度	974	434	1,406	4.3
令和4年度	954	574	1,528	8.5
令和5年度	994	610	1,604	5.0
累計(※)	13,308	7,417	20,725	—

※ 平成21～23年度分を含みます。

## (2) 相談アクセスの経路

表2は相談アクセスの経路で、相談者に対して適正化センターの存在を何で知ったか聞いた結果です。

令和5年度は、昨年度と同様に、機構ホームページ等経由(29.6%)、下請駆け込み寺等経由(25.2%)、労働基準監督署経由(23.7%)が上位を占めており、この三つの合計で1,258件(78.4%)に上りました。下請駆け込み寺経由の中には、労働基準監督署から回されたというものも多くなっています。

「労働基準監督署経由」の相談は、建設現場での下請負等の就業形態の特異性から「雇用」か「請負」かの区別が判然としない事情もあって適正化センターに回されてくるケースが依然として多くなっています。

表2 相談アクセスの経路

		令和5年度		令和4年度	
		件数	構成比%	件数	構成比%
1	機構ホームページ等	474	29.6	375	24.5
2	リーフレット	10	0.6	10	0.7
3	業界紙・業界団体	5	0.3	1	0.01
4	駆け込みホットライン等 (国土交通省関係)	106	6.6	115	7.5
5	都道府県(市町村)	45	2.8	71	4.6
6	下請かけこみ寺等 (中小企業庁関係)	404	25.2	398	26.0
7	建設工事紛争審査会	5	0.3	16	1.0
8	公正取引委員会	123	7.7	151	9.9
9	労働基準監督署	380	23.7	353	23.1
10	消費者センター等	6	0.4	6	0.4
11	同業者	5	0.3	2	0.1
12	その他	41	2.6	28	1.8
合 計		1,604	100.0	1,528	100.0

#### 4. 相談内容

##### (1) 紛争内容類型別件数

表3は紛争内容類型別件数であり、令和5年度の特徴としては、「下請代金の争い」が増加し(1,053件、65.6%)、その分「その他」が減少した(355件、22.1%)ということがあげられます。

表3 紛争内容類型別件数

		令和5年度		令和4年度	
		件数	構成比%	件数	構成比%
1	工事瑕疵	90	5.6	52	3.4
2	工事遅延	13	0.8	11	0.7
3	工事代金の争い	39	2.4	27	1.8
4	契約解除	54	3.4	39	2.6
5	下請代金の争い	1,053	65.6	882	57.7
6	その他	355	22.1	517	33.8
合計		1,604	100.0	1,528	100.0

このほかの紛争事案は少数であり、「工事瑕疵」が5.6%、「契約解除」が3.4%、「工事代金の争い」が2.4%、「工事遅延」が0.8%となっています。

「工事瑕疵」では下請の施工上のミスによる事後的なトラブルが多いですが、下請側からみればその責任の所在や費用分担割合を問題にされるケースが見られます。

「契約解除」は、建設工事において元・下間での施工状況や代金支払いをめぐるトラブルにより上位から下位に、あるいは下位から上位に対して契約を解除して現場からの排除や離脱をするトラブルで、それに伴う損害賠償請求が問題となっています。

「その他」は355件22.1%であり、上記1から5のいずれの類型にも該当しない相談です。相談内容で分類すると、(i)建設業法令等関係(建設業法違反、建設業法の解釈・運用等)と(ii)「それ以外のもの」に分けることができます。

##### (2) 元・下間の「下請代金の争い」に関する原因類型別件数

表4は元・下間の「下請代金の争い」に関する原因類型別件数です。「債権額は確定しているが不払い」が最も多く、54.5%を占めています。債権額が確定しているにもかかわらず不払いとなっている事情としては、「(何ら)理由を示さ(れ)ず」が多く、続いて「資金繰りが厳しい」「上位業者から請負代金がもらえないから払えない」等が挙げられます。

一方、「請負契約の内容が不明確なため不払い」は3.7%と少ないですが、契約内容が明確でない場合でも下請代金の請求金額自体に争いのない場合は「債権額は確定しているが不払い」に分類していることによります。

「工事施工不良(出来栄え)を理由として減額・不払い」2.5%では、元請側は当初は下請の出来栄えに対する態度を明らかにせず、下請から下請代金支払のための法的措置を講ずる旨の催告等が告げられた段階で、その施工不良を理由とする不払いを主張してくるケースがあります。また、元請から下請の瑕疵工事に伴う相殺主張も見受けられるなど、下請側からみれば元請との下請代金不払い問題はより複雑、深刻化している実態もあります。

表4 元・下間の「下請代金の争い」に関する原因類型別件数

		令和5年度		令和4年度	
		件数	構成比%	件数	構成比%
A	債権額が確定しているが不払い	574	54.5	497	56.3
B	請負契約の内容が不明確なため不払い	39	3.7	50	5.7
C	工事施工不良(出来栄え)を理由として減額・不払い	26	2.5	24	2.7
D	相手方の失踪等	29	2.8	27	3.1
E	相手方の倒産等	23	2.2	27	3.1
F	赤伝処理等	208	19.8	142	16.1
G	追加工事等に伴う追加額の 不払い	48	4.6	49	5.6
H	その他	106	10.1	66	7.5
合計		1,053	100.0	882	100.0

「追加工事等に伴う追加額の不払い」4.6%では、施工途中での変更・追加工事に際して書面による変更・追加契約がなされないまま完了を迎え、事後的に契約の有無や請負工事金額の範囲内か否か等でトラブルとなるケースが多くなっています。

「赤伝処理等」19.8%では、国交省の「建設業法令遵守ガイドライン」の指導等も反映し、従前、建設業者間において法令違反意識のなかった残工事のサービス処理や安全協力会費の強制徴収のトラブルが表面化しているものと推察されます。

「相手方の失踪等」や「相手方の倒産等」による不払い件数は2~3%と例年少ないですが、これらは主として零細事業主が事業資金を他に流用したりして資金繰りがつかず倒産に至る事態で、ほとんどの場合代金回収困難か、不可能となる事案です。

「その他」10.1%では、工事施工をめぐるトラブル等で工事を中断・現場離脱したところ、元請から支払を拒否されたという事態など他の類型では区分できない様々な原因が含まれています。

### (3) 元・下間のトラブル当事者請負階層別件数

表5は元・下間のトラブル当事者請負階層別件数ですが、下請業者の中でも1次下請、2次下請、3次下請をあわせると約86%と大きな割合を占めています。

これは、件数の多い小規模工事における1次下請や2次下請などの存在が大きく影響しているものの、2次・3次の下請間のように、2次が上位1次から請負代金を貰えないから3次に支払えないとする不払いの連鎖が増加している等重層下請構造から生ずる問題も考えられます。

表5 元・下間のトラブル当事者請負階層別件数

		令和5年度		令和4年度	
		件数	構成比%	件数	構成比%
1	1次下請	366	34.8	310	35.1
2	2次下請	283	26.9	258	29.3
3	3次下請	253	24.0	193	21.9
4	4次下請	113	10.7	91	10.3
5	5次下請	28	2.7	28	3.2
6	6次下請以下	8	0.8	1	0.1
7	その他	2	0.2	1	0.1
合計		1,053	100.0	882	100.0

### (4) 建設工事業種別件数

表6は建設工事業種別件数です。センターへの相談は29業種のうちさく井、清掃施設工事を除くほぼ全業種に亘り、その割合はとび・土工・コンクリート工事21.4%、内装仕上工事13.6%、管工事9.5%、電気工事9.3%、塗装工事9.0%、大工工事8.8%、解体工事7.1%の順で多くなっています。土木一式と建築一式は、総合工事であることから発注件数が多い割に相談件数は少なくなっています。

専門工事の中でとび・土工・コンクリート工事が最も多い要因としては、一般的な土木・建築工事において下請工事となることが多く、とび工事・土工・コンクリート工事が業種の分類上一括りにされていることに起因しています。

また、内装仕上工事は店舗、事務所等の工事のほか、近年マンションの室内リフォーム工事が増加してきており、そこでの現場環境がトラブル等を生じさせているものと推察されます。

表6 建設工事業種別件数

		令和5年度		令和4年度	
		件数	構成比%	件数	構成比%
1	土木一式工事	7	0.4	14	0.9
2	建築一式工事	46	2.9	87	5.7
3	大工工事	141	8.8	102	6.7
4	左官工事	24	1.5	13	0.9
5	とび・土工・コンクリート工事	343	21.4	343	22.4
6	石工事	2	0.1	3	0.2
7	屋根工事	19	1.2	18	1.2
8	電気工事	149	9.3	132	8.6
9	管工事	153	9.5	127	8.3
10	タイル・れんが・ブロック工事	38	2.4	24	1.6
11	鋼構造物工事	19	1.2	20	1.3
12	鉄筋工事	12	0.7	19	1.2
13	舗装工事	5	0.3	9	0.6
14	しゅんせつ工事	1	0.1	0	0.0
15	板金工事	6	0.4	5	0.3
16	ガラス工事	1	0.1	1	0.1
17	塗装工事	145	9.0	139	9.1
18	防水工事	50	3.1	31	2.0
19	内装仕上工事	218	13.6	204	13.4
20	機械器具設置工事	23	1.4	25	1.6
21	熱絶縁工事	7	0.4	5	0.3
22	電気通信工事	13	0.8	27	1.8
23	造園工事	11	0.7	5	0.3
24	さく井工事	0	0.0	0	0.0
25	建具工事	10	0.6	9	0.6
26	水道施設工事	5	0.3	6	0.4
27	消防施設工事	7	0.4	2	0.1
28	清掃施設工事	0	0.0	0	0.0
29	解体工事	114	7.1	114	7.5
99	その他・不明	35	2.2	44	2.9
合計		1,604	100.0	1,528	100.0

(注) 建設工事の種類は、建設業法第2条の別表第1の上段に掲げる29業種である。

## 5. 相談業務の今後の課題

### (1) 広報活動の充実・強化

適正化センターの相談件数は年間千数百件もの多数に上っていますが、これまでの広報活動はホームページでの案内、関係機関へのリーフレット配布、建設業取引適正化推進月(期)間等での周知により実施してきており、その成果と考えられます。

適正化センターの相談には、駆け込みホットライン等のほか、下請かけこみ寺、労働基準監督署、公正取引委員会等各関係機関からの紹介も相当数見られます。

これら他の関係機関との連携を図っていくことは、今後における適正化センターの実効ある相談業務を遂行するためにも重要な課題となっており、引き続き相談事業の幅広い広報活動の推進を図っていく必要があると考えています。

また、東京・大阪の2ヶ所において相談に対応できる体制としていることを踏まえ、効率的・効果的な制度運用が図られるよう、相談者の地域に応じた利用を促す周知もしていく必要があると考えています。

### (2) 相談体制の充実・強化

適正化センターの相談事案は建設工事の請負契約をめぐるトラブルを対象にしていることから「相談者毎に異なる多種多様な事情」や、「相談者自身の建設業法等関係法令知識の程度も様々」であるため、その対応に時間を要し通常で20～30分、なかには1時間程度を要するなど個別事案への丁寧、適切な対応のための専門的な知識・ノウハウが必要となっています。

最近の相談内容では、請負契約上のトラブル相談以外の関係法令相談や請負契約方法、さらには事業経営上の判断や指導を求めてくる事案も増えてきています。

これらの幅広い相談事案への対応のためには、建設業法、民法等関係法令の知識はもちろん、相談者の抱える相談内容の事実関係を適切に把握するための幅広い業界知識の習得、また相談者の心情をも理解した懇切丁寧な問題解決等の方向性へのアドバイスが求められてきており、それらの要請に応えるための相談員や相談指導員の確保等相談対応体制の充実・強化を図っていく必要があると考えています。

あわせて、適切な相談業務実施のため、業務処理の効率化、合理化を図っていく必要があると考えています。